

応答Ⅱ 橋本昭夫氏「多元主義社会における伝道」への応答

「否定の伝道」から「肯定の伝道」へ
——基督教一元主義の多角的展開——

櫻井園郎

目 次

- I 現代日本と宗教多元主義 (基礎)
 - A 「宗教多元主義」
 - B 日本社会と諸宗教
 - C 日本の教会と現代社会
- II 欧米の多元主義と日本伝道 (応答)
 - A 一神教と多元主義の対立
 - B 基督論と絶対性の主張
 - C 多元主義社会と伝道
- III 現代日本伝道の神学的展開 (結語)
 - A 神学の欠如
 - B 伝道と日本の宗教
 - C 宗教多元主義社会における伝道

1. 現代日本と宗教多元主義

A 「宗教多元主義」

今日、基督教界においては、ジョン・ヒックによる「宗教多元主義・仮説」の提言以来、「宗教が多元的に存在している」という事実が経験的に認識されて

いとされ¹、現代社会は「宗教が多元化している時代」と呼ばれ²、宗教の多元化という点で、日本は「先進国」と言われている³。

「宗教多元主義」とは、複数の宗教がおのおの他の宗教と非依存の関係の中で併存しているという事実を認識し、それぞれの意義と価値を認めるという立場をいうものであって、伝統的な基督教が主張してきたような、他の宗教の存在価値を全的に否定し、自己の宗教体系のみを絶対化するという立場に対立するものである⁴。

この際、前者（宗教多元主義）には、各個の宗教は互いに相容れない独自性を備えており、それぞれが固有の存在であるとする、いわば「絶対的宗教多元主義」という立場と、それぞれの宗教の中に一定の共通項を認め、その点を中核として、諸宗教の現象を把握し、現存の諸宗教を超える真理を見出そうとする、いわば「超宗教模索型宗教多元主義」という立場がある。

また、後者（伝統的基督教）についても、基督教のみを唯一絶対とし、他者の存在をいっさい容認しないという絶対的排他主義的な立場と、基督教を最高・唯一絶対としながらも、他の宗教が存在する事実を認識し、それらに対して一定の理解を示す寛容主義的な立場とがある。

もちろん、それぞれの立場にその変形ないし中間型が存することは言うまでもない。

思うに、宗教多元主義が出てきた背景には、世界は物質の結合と物質内部に

¹ ジョン・ヒック『神は多くの名前をもつ—新しい宗教的多元論—』（岩波書店、1986年）60頁以下、ジョン・ヒック『宗教多元主義』（法蔵館、1990年）60～61頁、ジョン・ヒック「自分史」『宗教多元主義の探求』（大明堂、1995年）4頁以下、ジョン・ヒック『宗教がつくる虹』（岩波書店、1997年）1頁

² 古谷安雄『宗教の神学』（ヨルダン社、1985年）58頁

³ 同書61～62頁

⁴ ヒック「自分史」6頁。ヒックは、「もはや見捨てられた」旧来の「排他主義的基督教」に代わる選択肢としては「包括主義的基督教」と「多元主義的基督教」があるが、包括主義には納得できず多元主義に移行して来ているとし（6～7頁）、「排他主義」「包括主義」に対立するものとして「多元主義」を提示しており（ドゥコスタ「ヒックと宗教多元主義」『宗教多元主義の探求』13頁）、「多元主義」とは「排他主義」に対する排他的な立場である。

存在する諸原因の連続によって生まれ、存し、動き、変じ、廃し、消えているにすぎないとする唯物論の普及・普遍化が存在し、そのもとで、「宗教は人間の創作にすぎない」とか「神は人間の願望の投影にすぎない」とかとする心理学的・社会学的見解の影響を強く受け、その結果、不可視のモノや超自然的な言説・現象に対する徹底した懐疑的姿勢の一般化がある。

しかしながら、宗教多元主義という主張は、異教世界において異教的思考の中から生まれてきたものではなく、神・宗教を否定する無神論・無宗教の立場から主張されたものでもなく、基督教世界から出てきたものであるということを見落としてはならない⁵。

すなわち、「宗教多元主義」という語によって提示されている主張は、一つには、福音主義神学と対峙するリベラル神学のエキュメニズムの一環としてなされておき、諸教会を一つに結びつけ、諸宗教を連携させる方向性を持つものとして展開されてきた経緯がある⁶。

他方、異教を基督教と同次元の理念・現象として捉え、基督教を相対化することを可とする宗教多元主義の考え方は、教会に対して、東洋の思想や宗教実践を取り入れて基督教の展開・転換を図ろうとするニューエイジムーブメントや急進的なカリスマ運動の影響を受け入れる素地を提供している⁷。

なお、論理の正確さを期するために用語法について考察しておきたい。「多元論」とは、究極の根本原理は相反する2要素（二元）から成ると論じる「二元論」と類比すれば明らかなように、究極の根本原理を3要素以上（すなわち「多元」）と措定する思想を意味する。

「多元社会」とは、多元によって成っている社会という意味であり、「多元主

⁵ ヒック「自分史」1頁、ヒック『宗教多元主義』65～70頁、宇田進『総説現代福音主義神学』（いのちのことば社、2002年）324～326頁

⁶ 「この名による以外に救いはない」という主張は「激しい宗教排他論」であるとし（ヒック『神は多くの名前をもつ』222頁）、「主要な基督教界は宗教の多元化現象に向けて誠実に対処しているとし（同書223頁）、「（救いの道が）ただ一つしかないというのではなく、多数あることを認める」立場が宗教多元論なのであるとされている（同書226頁）。

⁷ ジョン・F・マッカーサーJr.『混沌の中でのキリスト教』（日本長老教会文書出版委員会、1997年）282頁

義」とは、世界を多元であるとする思想または世界は多元であるべしとする主張をいうから、「多元主義社会」とは、多元主義を基調とする社会を意味することになる。

「宗教多元社会」といえば、宗教が多元的に併存している社会という社会学的现象を意味するが、その場合の「多元的な宗教」とは、互いに共通の根本原理を含まない、究極の根源である宗教を意味し、それぞれが互いに他からの影響を一切受けることなく創始・成立した宗教であるということの意味する。

しかし、「宗教多元主義」とは、宗教は多元であるという事実を意味する用語ではなく、宗教は多元であるという考え方や宗教は多元であるべしという方針をさし、「宗教多元主義社会」とは、宗教が多元的に存在している社会という意味ではなく、宗教が多元的に併存していると考えられている社会ないし宗教は多元であるという方向性をもって動いている社会を意味することになる。

B 日本社会と諸宗教

「多元(多元性)」という言葉は、しばしば、性質・形態・種類などの異なるものが多数存在することを意味する「多様(多様性)」「多種(多種性)」と混同・誤解されることがあるが、前者は互いに根源を異にする(異元)のに対して、後者は異元に限らない概念(同元または非異元)であることに注意を要する。

俗に所謂「正月は神社に、結婚式は教会で、葬式は寺院で」という日本人の宗教感覚や多数の宗教の併存状況をさして、「宗教多元社会」や「宗教多元主義社会」と呼ばれることがあるが、必ずしも正確な用語法ではない。

「日本は宗教多元主義社会である」とは、用語法から言えば、日本社会は宗教多元主義を基調としている社会であるという意味ではなく、宗教は多元であると考えられている社会ということの意味する。

しかし、実際には、日本社会における多種・多様な宗教の併存状況をさしている言葉であることから、「単一宗教社会」の対語としての「複数宗教社会」を意味しており、その意味で、宗教は多元であると思込み、誤解している社会を意味するものと解するのが相当である。

したがって、本講義に与えられている主題「(宗教)多元主義社会における伝道」とは、神仏基三教ほか多数の宗教が併存・共存し、多数の宗教の存在が許

容され、多数の宗教が人々に信じられ、敬され、用いられるなど容認されている「日本」という場における伝道について考察することが求められているものと考えられる。

多数の宗教が併存・共存していることから、「日本社会は宗教に寛容である」とか「日本人は宗教的に寛容である」という俗説があるが、自衛官合祀訴訟判決などに見られるように、「宗教的寛容」という名の下に宗教的強制が行われている「宗教的非寛容」社会であることは明らかである⁸。

そこで言われている「宗教的寛容」とは、自己の宗教に拘泥せず、自己の信条を押し通すことなく、社会の為政者が求め、社会の多くが従っている宗教や信仰を容認し、それに服することをいうのであるから、社会の構成員である各個人に求められる宗教的寛容を意味し、社会は宗教的非寛容なのである⁹。

そのような発想の原点は、多くの日本人が神道と仏教を併信している(神棚と仏壇を併置している)状況を指して「宗教的に寛容である」と言われることにある。その場合の「寛容」とは、「厳格さの欠如」、「忠実でないこと」、「曖昧さ」を意味し、ある学者の言によれば「だらしなさ」ということなのである。

離婚・再婚を許さない生涯一夫一婦制に対して、日本社会は、離婚・再婚が自由であり、事実上の重婚や帯妾を許し、売買春・不倫・浮気に「おおらか」な社会であるが、それは「寛容」という言葉で表現されるべきことではないは

⁸ 横田耕一『「寛容」なき社会の『寛容』論—自衛官合祀違憲訴訟大法廷判決をめぐって—』『法学セミナー』1988年8月号23頁、戸松秀典・長谷部恭男・横田耕一「愛媛玉串料訴訟最高裁大法廷判決をめぐって」『ジュリスト』1997年6月5日号20頁。

⁹ 日本社会において用いられる「宗教的寛容」という語は、西欧におけるのとは正反対の意味で用いられていることに注意しなければならない。たとえば313年のコンスタンティヌス帝の「寛容令(ミラノ勅令)」は基督教徒に対する弾圧を停止するためであったし、16世紀の宗教改革期に現れた西欧の「宗教的寛容論」は国家や国教会が他者の宗教的自由を保障するものであった。つまり西欧においては「宗教的少数者に対する自由の保障」という意味するであったが、日本においては「宗教的少数者の宗教的主張の制限」「宗教的多数者の横暴の許容」という意味に転じられており、西欧における「少数者に対する寛容」が日本では「多数者に対する寛容」に正逆転しているのである。

ずである。いわんや、それをさして「多元(主義)社会」と呼ぶべきではない¹⁰。

日本社会においては、いたる場・所・時・機会に、神社神道と仏教と、さまざまな民俗・習俗・民間信仰との併存を見ることができ、日本人の深層には、それらを個々別々のものとしてではなく、祖先崇拜という一事を基軸として捉え、各場・所・時・機会における展開・手段・技法・処方として用いているように思料される¹¹。

その意味において、日本社会における宗教多存状況は、「祖先崇拜一神教」なし「祖先崇拜一元論」の多様な展開を示すものであるにすぎず¹²、複数の宗教を容認するものではなく、「宗教多元論」や「宗教多元主義」ではないと言うべきである。

実際、祖先崇拜・祖先祭祀が習俗として日本人・日本社会の基底にあり、支配層を中心に形成された神社神道が統治の手段として普遍化され、外来の仏教も「蕃神」「外来神」あるいは「本地垂迹」として受容され、徳川幕府の「葬式仏教化」政策も奏効して今日に及んでおり、明治政府の神社国営化(国家神道化)政策の下での神仏分離令により社会制度としては強制的に分離されたとしても、なお神仏習合が日本人の深層心理となっている。

鉄砲・教育・経済という+αを伴って開始された戦国時代・明治開国期・昭和敗戦後の基督教伝道は大きく進展したものの、外国人・外国語・外国文化・外国政府が強く表面に現れ、「外国の宗教」感と「外国支配の懸念」を払拭することができず、日本の自立とともに排斥されることになったのも、日本宗教の見識不足に基因するところが少なくない¹³。

¹⁰ 拙稿「日本人の反宗教性」『福音主義神学』28号73～76頁

¹¹ いわば「祖先崇拜一神教」である(拙稿「日本人の宗教観と祖先崇拜の構造」『キリストと世界』13号、東京基督教大学、2003年、44頁以下)。

¹² 同書79頁。

¹³ 拙稿「信仰の神学——21世紀日本の宣教と教会を基礎づける神学をめざして」『世界宣教の現状と展望』(東京キリスト教学園、2002年)23～25頁、拙著『異教世界のキリスト教』(いのちのことば社、2002年)156～160頁、拙稿『「日本の教会」の昨日・今日・明日』『宣教学リーディングス—日本文化とキリスト教—』(RACネットワーク・関西ミッションリサーチセンター・東京ミッション研究所、2002年)126～128頁

今、日本の宗教状況を「宗教多元」と理解するならば、同様の轍を踏むことになるだろう。あくまでも「宗教多元と思っている」社会(あるいは、『宗教多元と思っている』ことにしている)社会)なのであり、それは、日本の状況を、単に、外国に合わせて、外国的に表現しているにすぎないものと言うべきである。

C 日本の教会と現代社会

日本の教会は、長期の禁教政策によって断絶している切支丹時代を除外すれば、明治の伝道開始から120年ないし150年、戦後の伝道再開からでも60余年になり、それぞれの初期には急激な教勢の伸びを記録して、「日本は遅からずして基督教国になる」と思われていたにもかかわらず、その後の伝道は振るわず、人口比1%に達しない現状にある。

しかも、基督教は、日本社会において、他の宗教や政治団体、公共機関・公益団体に比べて、好意的に受け止められ、清潔・正義・非営利という印象で感じられており、その活動や事業に対しては高い評価を得ており、基督教に対する反対・排斥・排除・追放運動が起こったことは皆無に等しい¹⁴。

その意味で、基督教界の現状は、伝道の相手方の問題というよりは、伝道する側の、伝道場「日本」や伝道の対象「日本人」に関する無理解に基づくものと考えるのが相当であろう¹⁵。

基督教界内において基督教の唯一性や絶対性に堅く依拠するのは当然であるが、対外的な場面においても、ひたすら基督教の唯一性・絶対性のみを主張し、日本社会や日本人を無視・軽視・否定・蔑視・侮辱した伝道をしていたのでは受け入れられないのは当然である。

日本社会や日本文化・日本人に対する理解を欠いて、外国人・外国語・外国文化・外国政府などをあらわにした「外国の宗教」としての伝道をしていたの

¹⁴ 軍国主義時代において基督教や教会が激しい弾圧を受けた事実はあるが、軍国主義者らによるものであって社会的な反対や排斥などではなかったし、弾圧の対象も「アカとヤソ」と言われるように共産党・共産主義者らと共にであり、さらには自由主義者や民主主義者ら、学者や文化人らと共にであった。

¹⁵ 『異教世界のキリスト教』3～6頁